

報 告 第 3 4 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成26年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）

## 平成26年度 新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		91,505	16,200	107,705
	1. 一般会計繰入金	91,505	16,200	107,705
歳入合計		203,358	16,200	219,558

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		155,752	16,200	171,952
	1. 総務管理費	155,752	16,200	171,952
歳出合計		203,358	16,200	219,558

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円